

第八七回

参第一一号

母性保障基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 母性保障の思想の高揚等（第七条）

第三章 健康管理に関する施策（第八条）

第四章 妊産婦に対する施策（第九条 第十一条）

第五章 雇用に関する施策（第十二条 第十四条）

第六章 保育施設等に関する施策（第十五条 第十七条）

第七章 母性保障審議会（第十八条 第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母性保障に関する原理を明らかにするとともに、母性保障に関する施策の基本となる事項を定め、もつてその施策の総合的推進を図ることを目的とする。

（母性保障の理念）

第二条 すべて母性は、子が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つための源として、尊重され、かつ、母性にふさわしい処遇を保障されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母性保障に関し必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母性保障に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する母性保障の理念が実現されるように配慮しなければならない。

（行政機関の整備等）

第四条 国及び地方公共団体は、母性保障に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、母性保障に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、政府が母性保障に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、母性保障審議会の意見を聴いて、母性保障に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 母性保障の思想の高揚等

第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に

関する知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を高めるように努めなければならない。

### 第三章 健康管理に関する施策

第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎年一回以上の健康診査の実施等女子の健康管理のために必要な施策を講じなければならない。

### 第四章 妊産婦に対する施策

(保健指導等)

第九条 国及び地方公共団体は、妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。以下同じ。)に対する無料の保健指導及び健康診査の実施等妊産婦の心身の健康の保持及び増進を図るために必要な施策を講じなければならない。

(栄養食品の支給等)

第十条 国及び地方公共団体は、栄養の補給が必要とされる妊産婦に対して栄養食品を無償で支給する等妊産婦の栄養の摂取について必要な施策を講じなければならない。

(助産の給付等)

第十一条 国は、助産の給付が社会保険に関する制度において行われるように必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、出産に伴い必要とされる物品等が支給されるように必要な施策を講じなければならない。

### 第五章 雇用に関する施策

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 国は、女子が妊娠し、出産し、又は乳児若しくは幼児を保育するものであることを理由として雇用に関し不利益な取扱いを受けることがないように必要な施策を講じなければならない。

(女子労働者の労働条件)

第十三条 国は、女子労働者が十分に保護されるように、時間外勤務の制限、危険有害業務の就業禁止、有給の生理休暇に関する制度の確立等について必要な施策を講じなければならない。

(妊産婦である労働者の労働条件)

第十四条 国は、妊産婦である労働者が十分に保護されるように、勤務時間、勤務の内容、産前産後の休業、有給の育児休業等について必要な施策を講じなければならない。

### 第六章 保育施設等に関する施策

(保育施設)

第十五条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で乳児又は幼児を保育するための保育施設の整備拡充について必要な施策を講じなければならない。

(妊産婦ホームヘルパー)

第十六条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で利用することができる妊産婦ホ

ームヘルパー（委託を受けて、妊産婦の家庭を訪問し家事又は乳児若しくは幼児の保育を行う者をいう。）についての制度の確立について必要な施策を講じなければならない。

（母子保健センター）

第十七条 国及び地方公共団体は、妊娠、出産又は保育に関する相談、指導及び知識の普及等を行うことを目的とする母子保健センターの設置について必要な施策を講じなければならない。

#### 第七章 母性保障審議会

（設置及び権限）

第十八条 総理府に、附属機関として、母性保障審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第十九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員のうち少なくとも五人は、女子でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

（委任規定）

第二十条 前二条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央心身障害者対策協議会の項の次に次のように加える。

母性保障審議会	母性保障基本法（昭和五十四年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
---------	--

## 理 由

母性保障に関する施策の総合的推進を図るため、母性保障に関する原理を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。